

女性に対する暴力に関する専門調査会
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ
(第2回)
議事要旨

(開催要領)

- 1 日 時 令和3年9月14日(火) 15:00~17:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用A会議室
(Web会議システムを利用)
- 3 出席者
座 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授
構成員 戒能 民江 お茶の水女子大学名誉教授
同 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所
同 柑本 美和 東海大学法学部教授
同 小島 妙子 弁護士・小島妙子法律事務所
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授
同 手嶋 昭子 京都女子大学法学部教授
同 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授
同 深見 敏正 元東京高等裁判所判事

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
第1回WGを踏まえた論点整理
関係省庁ヒアリング
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 配偶者暴力防止法見直しに係る主な論点
- 資料2 警察庁資料
- 資料3 法務省資料
- 資料4 最高裁判所資料
- 資料5 厚生労働省資料

参考資料1 「DV対策の今後の在り方」(本文)

参考資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(議事概要)

○小西座長 ただいまから、第2回「女性に対する暴力に関する専門調査会 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を開催いたします。

お忙しいところ、どうもありがとうございます。

本日の議事ですが、第1回の議論を踏まえた論点整理及び関係省庁のヒアリングを行うとともに、構成員の皆様からも御意見を伺いたいと思っております。

初めに、新しく審議官が着任されましたので、一言御挨拶をお願いできればと思います。

○吉住審議官 9月1日付で、前任の伊藤の後任で参りました審議官の吉住と申します。

よろしくお願いいいたします。

○小西座長 よろしくお願いいいたします。どうもありがとうございます。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 配付資料でございますが、議事次第をご覧くださいと思います。

資料1としまして、前回は配付させていただきました「配偶者暴力防止法見直しに係る主な論点」ということで、前回の議論を踏まえ修正したものになってございます。

資料2が、警察庁から御提出いただいた資料。

資料3が、法務省から御提出いただいた資料。

資料4が、最高裁判所から御提出いただいた資料。

資料5が、厚生労働省から御提出いただいた資料となっております。

参考資料は、前回は配付させていただいたものと同じでございます。

以上でございます。

何か不足のことがありましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

まず、前回の議論を踏まえた論点について、内閣府から10分程度で御説明いただきたいと思っております。

○難波男女間暴力対策課長 それでは、資料1をご覧くださいと思います。

前回の議論でいただいた御意見のうち、法の見直しが必要と思われる事項について反映させたものになります。

御意見の中で、具体的な施策において反映すべきと思われる事項については、この配偶者暴力防止法に基づく基本方針などにおいて施策に反映させることを検討してまいりたいと思っております。

また、議員立法による制定、改正時の議論につきましても、法の見直しに当たってはクリアにする必要がございます。これを改めまして追記させていただいたところでございます。

それでは、1ページ目の1でございますが、精神的暴力や性的暴力、その被害者を対象とするには、どのような基準でその判断を行うべきかということが論点として挙げられ、議員立法の際の議論におきましても、精神的暴力等に関しまして、通報に基づいて公的機関が介入するようにはすることは、夫婦のプライバシー保持という面で問題なしとはしない。保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にすることが必要、ということが言われております。

また、<その他検討の観点>としまして、前回御意見いただきました、通報の対象として、個別の

行為を問題にするか、継続的な行為による結果に着目するかということや、性的暴力のうち、身体的暴力に含まれると解釈できるものがあるが、そうではない性的暴力をどう考えるかということを追記いたしました。

次に、3ページ目の2でございます。その論点の1つ目が、保護命令が発令される「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」ときという規定ぶりを変更すべきかというもので、この関係では、退去命令は財産権等との問題があり、漠然としたおそれでは出すことはできないなどの御意見がありまして、最終的に、「重大な危害を受けるおそれ大きい」とすることで合意をされたという経緯がございます。

次に4ページ目、論点の2つ目でございます。新たな命令制度や暫定的な命令を創設すべきか。どのような内容の命令が考えられるか。要件や手続についてどのように考えられるか。命令主体や不服申立ての制度をどう設定すべきか。次の加害者プログラムの関係は後ほど御説明することとしまして、最後にSNSでのつきまとい、GPS等を使用した位置情報の把握を禁止行為に追加すべきかというもので、その関係では、命令違反は罰則であり、手続保障上、双方審尋は必要、保護命令はむしろ全てが緊急命令との前提でつくられており、暫定的命令を規定した場合は、別途その手続が必要になることから、かえって本発令までの日数がかかる懸念があるということで、双方審尋を原則としつつ、緊急に発令しなければならない場合には、当該期日を経ることなく保護命令を発することができる旨の規定を置き、実質的な緊急対応が図られることとされたところでございます。

さらに、第1次改正時には、保護命令は、相手方の権利に重大な影響を与えるもので、手続上の保証をする必要があり、審尋を経て発令することが原則で、実務上、申立て当日に発令要件を容易に認定でき、その日のうちに命令を発令することも十分想定されるとしまして、暫定的な命令は見送られたという経緯がございます。

このように、緊急保護命令などに関しましては、これまでも議論になってきたところであり、本日、関連しまして、保護命令の現状の運用につきまして最高裁判所から、保護命令事件の審理の方法に関する現行規定に関しまして法務省から、ストーカー規制法の改正等につきまして警察庁から、後ほど御説明をしていただくこととしております。

次に6ページ目、論点の3つ目ではありますが、保護命令違反の罰則を加重すべきか。接近禁止命令の期間を拡大し、延長を可能とする制度に変更すべきかというもので、まず、罰則は、制定時、ストーカー規制法における禁止命令に対する罰則等を勘案し決められたもので、接近禁止命令の期間の拡大、延長に関しましては、状況が静まるまでの期間として少なくとも6か月が必要と考えられたことによるもので、この期間を拡大する場合には、拡大すべき事情があるかどうかを検討することが必要だが、これまでの再度申立ての件数などからすれば、6か月後に申立てに応じて裁判所が判断する仕組みを維持することがなお適当であるという御議論がございまして、接近禁止命令の期間は6か月とされました。

また、第1次改正の際、配暴センターや警察職員に対する相談などの事実に係る所定の事項が申立書に記載されているときには、宣誓供述書の添付が不要とされ、再度の申立てをしやすくすることとされたという経緯がございます。

次に7ページ目の3につきまして、試行的に加害者プログラムを実施し、自治体で活用可能なガイ

ラインを作成することとしておりますが、現時点で規定ぶりを見直すべきか、今後、加害者プログラムの検討状況を踏まえ、見直しを行うべきか。

また、保護命令の制度で強制力のある加害者プログラムを実施するとしたら、どのような改正が考えられるか。加害者プログラムの受講を強制することに問題はないかということが論点として挙げられ、議員立法の際の議論では、全国どこでも一律のレベルで行われている確立されたプログラムが存在することが議論の前提である。現時点においては、加害者プログラムの開発が先決である。引き続き、調査研究の推進に努めることが必要であるというような意見がありまして、その動向を見守るとされたところでございます。

この関連では、現行の加害者対応につきまして、警察庁、法務省から後ほど御説明をいただくこととしております。

次に8ページ目の4につきまして、論点の1つ目が、DV対応と児童虐待対応の情報共有の在り方について、新たな規定を設けるべきか。どのような規定が必要と考えられるかということであります。これについては、令和元年の法改正で、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を条文上明確化したところでありまして、現在、その運用を図っているところでございます。

この関連では、現行の取組について、厚労省から後ほど御説明をいただくこととしております。

論点の2つ目が9ページになります。子供について、接近禁止命令の対象として措置されているが、それ以外に被害者として位置づけていくべきか。法律上、見直しが必要なのはどのような点かというものであり、議員立法の際、被害者の子も被害者として位置づけるべきという意見に対しましては、子が虐待を受けることを防止することを目的とする児童福祉法や児童虐待防止法との関係の整理を困難にする。配偶者が被害者の子に接近することは、一般には被害者の生命・身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないといった意見があり、子を被害者として位置づけての保護を直接の目的として保護命令を発する仕組みには難があるとしても、一定の要件の下で被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令を発することができるようにされたという経緯がございます。

次に10ページ目の5でございます。DV被害者が逃げずに安全確保できる選択肢として、退去命令の期間を現行の2か月から6か月や1年に延長すべきかということが論点として挙げられ、議員立法の際の議論では、退去命令が長期に及んだ場合は、居住の自由や財産権等加害者の権利の制約に係る憲法上の問題が生じる懸念がある。その上で、加害者の権利の制約と被害者の生命・身体の安全について調整を図った結果、期間を2週間に限定するというもので、法律上、退去命令が明記された。

その後の第1次改正では、たった2週間だけ加害者を退去させても、その間に一体何ができるのかという被害者の実情を慮れば、その期間を拡大することはもはや不可欠と判断されまして、2か月程度の期間があれば、その期間内に身辺整理や転居先の確保などの準備作業を行うことが可能と考えられ、2か月に拡大されたという経緯がございます。

また、制定時には、退去命令の再度の申立てが認められておりませんでした。当事者双方の事情を考慮した上で、なお配偶者の居住の自由や財産権の合理的な制限として許容され得る限りにおいて、退去命令の再度の発令が可能となったものであります。これは配偶者の居住の自由や財産権の制約が過大となることは相当ではないと考えられることから、当初から2か月よりも長い期間の退去を命ず

るのではなく、2か月経過するごとに再度の退去命令の発令の是非を判断する仕組みとすることが合理的であると考えられたためでございます。

次に12ページ目の6、その他でございます。論点の1つ目が、交際相手からの暴力、いわゆるデートDVについて法制度に組み入れるべきかということでございまして、議員立法の際の議論では、恋人は曖昧な概念であり、その定義づけが難しい。配偶者暴力防止法は、配偶者の暴力の特殊性に着目して一般の暴力とは別に特別の立法を行おうとするものであり、婚姻に伴うしがらみのない恋人については、自己決定権も奪われたとらわれの身とはいえないなどの議論の結果、恋人からの暴力については対象としないとされたという経緯がございます。

しかし、第3次改正で、生活の本拠を共にする交際する関係にある相手からの暴力につきましては、婚姻と同様の共同生活を営んでいることによらわれの身の状況が存在し、外部からの発見・介入が困難であり、主たる判断要素である生活の本拠を共にすることは、外形的事情を踏まえ裁判所が判断可能なものであり、この要件を設けることで保護命令の適用範囲の明確性が担保されるとして、保護命令の対象とされたところでございます。

13ページ目、最後の論点でございまして、司法機関が一時保護の開始を判断する審査の仕組みを導入すべきか。これにつきましては、一時保護の利用をちゅうちょさせることにつながらないかということが論点として挙げられるところでございます。

説明は以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、今日は前回の議論を踏まえたヒアリングに移りたいと思います。

警察庁、法務省、最高裁判所、厚生労働省の順に、それぞれ説明を10分していただいて、質疑応答を10分と考えております。

まず、警察庁ですが、前回の議論を踏まえて、今回お伺いしたいことは、ストーカー規制法に基づく禁止命令の件数、うち緊急禁止命令の件数。

緊急禁止命令創設、禁止命令違反の罰則強化についての議論の経緯、改正による運用の変化について。

治療を拒否する加害者にどのように対応しているか。

SNS規制についての改正における議論の経緯、改正による運用の変化について。

今回の改正における議論の経緯、またGPS悪用禁止となったことで期待される効果についてです。

それでは、お願いいたします。

○警察庁金柿室長 警察庁でございます。

ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等の数の推移及びストーカー事案の検挙件数の推移について、概況を示す資料を提出させていただきましたが、今いただきました御質問に沿いつつ、資料にも触れて説明を進めていきたいと考えております。

ストーカー規制法に基づく禁止命令等の件数につきましては、提出させていただきました資料のとおりでございますが、令和2年につきましてはこちらのとおり件数になっておりまして、禁止命令等につきましては緑の折れ線グラフになっているところでございまして、1,543件という形で、法施行後最多となっているところでございます。

そのうち緊急禁止命令等というのが下のエクセル表に記載させていただいているところでございますけれども、こちらは平成29年6月14日から施行されているものですが、年々増加しているという状況でございます。こちらに数字を記載のとおり令和2年も729件と、前年比プラス128件という状況でございます。

禁止命令等の発出件数が急増した理由につきましては、改正法の趣旨を踏まえ、何より都道府県警察が的確に運用しているということが一因と考えておりますが、平成28年の法改正を踏まえまして、発出要件が緩和されたことも一因と考えております。緩和されたと申し上げますのは、禁止命令等の発出に当たり警告を前置する規定があったわけでございますけれども、こちらの規定につきまして、警告を前置する規定が廃止され、なおかつ緊急の禁止命令等の発出が可能になったということが大きいのではないかと考えております。

緊急禁止命令の創設、禁止命令違反の罰則強化についての議論の経過、改正による運用の変化についてお尋ねがあったので、お答えをさせていただきます。

議論の経緯でございますが、平成26年に開催されました「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」において検討がなされ、報告書が取りまとめられたものと承知しております。この検討会の報告書の提言内容を踏まえまして、公明党ストーカー規制法等改正検討PTなど、議員の皆様による立法が行われたものと理解しております。

こちらの禁止命令等の発出につきましては、検討会におきまして、より迅速かつ有効な措置を取る方策等が必要ではないかという検討が行われたものと承知しているところでございます。改正法の検討が行われていた時期の警告の実施件数、平成23、24、25、26年辺りの数字をご覧いただければと思うのですが、警告件数の増加といったものも踏まえまして、禁止命令等における警告前置の要件の撤廃や緊急での禁止命令等の発出の必要性について提言がなされたものと伺っているところでございます。

禁止命令等のうち緊急禁止命令等の議論に当たりましては、既に暴力団関係の規制をする暴対法という法律があるのですけれども、こちらの法律におきましても中止命令の前に警告のような手続を特段規定していなかったということや、中止命令の発出に当たりまして、公安委員会の事務なのですが、都道府県警察に委任できる旨の規定があったことも参照されて、緊急禁止命令等創設の議論がなされていたと承知しているところでございます。

次に命令違反の罰則強化について御説明させていただきます。有識者検討会の報告書におきましては、罰則の引上げ強化の関係について、法制定当時よりもストーカー行為というものの違法性が極めて高く、社会的逸脱行為として評価されているのではないかと。また、有識者の検討会がなされている当時も、実際にストーカー行為者による凶悪犯罪が続発しているというようなことに鑑みまして、今後ストーカー行為の抑止を図るためには、刑法等の罰則などの均衡に配慮しつつも、国民の皆様の納得のいく重さにまで罰則を引き上げるべきではないのかというような提言がなされたものと承知しているところでございます。

改正による運用の変化について御説明をさせていただきます。提出資料の折れ線グラフのとおりでございますが、警告件数の減少、禁止命令等処分の増加というところにつながっているものと理解をしております。いずれも各事案に対して改正法に基づく規定を各都道府県警察が的確に運用している

結果と理解しているところでございます。

緊急禁止命令等につきましても、事案に即し、改正法に基づく規定を的確に運用した結果と理解しているところでございます。

次に、治療を拒否するストーカー加害者にどのように対応しているのかという御下問をいただきました。こちらにつきましては、DVの加害者に関する更生プログラムの受講の働きかけにつきましては、令和2年度以降、内閣府様におきまして、加害者に対する更生プログラムに関する調査研究事業がなされているところと伺っておりますが、令和2年度の事業報告書におきましては、警察による働きかけについて、「受講に強制力は発生しない中で加害者にプログラムを勧めると加害者の逆上を招く危険性もあるため、リスクについても慎重に配慮しながら、ケースに即し紹介の仕方を工夫するなどの検討を進める必要がある」と記載されているものと承知しております。ストーカーの加害者に対しましても、我々が都道府県警察の取組状況について伺いましたところ、加害者の考え方、性格、家庭環境などに応じてケース・バイ・ケースでやっていく必要があるものと承知しているところでございます。加害者に地域精神科医療機関等への受診を働きかける際などには、家族等がいらっしゃる方の場合には、家族等の協力を得られるよう配慮するような働きかけがなされたりしているケースもあると伺っているところでございます。

次に、平成28年のSNSの規制について、改正における議論の経緯などについて御説明をさせていただきます。

こちらの改正は平成28年に行われたものでございますが、有識者検討会の報告書に取りまとめられた内容を拝見いたしますと、技術の進歩や社会情勢の変化に伴いまして、先も見通しながらストーカー規制法で規制対象とするつきまとい等の行為は見直すべきだという意見が出たものと伺っているところでございます。

また、SNSは広く一般に普及し、今後SNSを利用したつきまとい行為は一層増加が見込まれるとの認識に至ったものとも承知しているところでございます。電子メールの連続送信が既に規制されていることとのバランスも考えれば、速やかに法律による規制対象とするべきではないかという結論に至ったものと承知しているところでございます。

こちらの規制による運用の変化でございますが、統計上、具体的につきまとい等の内訳につきまして、SNSとか電子メールとか、個別具体的に集計しているものではございませんので、規制対象になった個別の行為の件数については申し上げることができないのですが、検挙件数、禁止命令等の発出件数などを鑑みますと、こちらのような「つきまとい等」の行為が行われた場合に、的確な規制に向けた禁止命令等の処分、警告が発出されているものと理解しているところでございます。

また、今回の令和3年の改正における議論の経緯、GPSの機器等の悪用禁止の関係についても御説明させていただきます。

こちらにつきましては皆様御存じのとおり、令和2年7月の最高裁判決におきまして、GPSの機器等を用いた相手方の動静を観察する行為というものがストーカー規制法の「見張り」に該当しない旨の判決が確定したことが改正の契機となっているところでございます。

一方で、近年、相手方の使用する自動車などにGPSの機器などを取り付け、その位置情報を取得する事案が発生しているという実態がございましたので、有識者検討会におきまして、こうした行為が

相手方に大きな不安をもたらし、さらなるつきまといや犯罪に発展するおそれなどがあるから、規制対象とすることが適当ではないかという結論をいただきましたので、今回のような改正を実施させていただいたところでございます。

警察庁からの報告は以上とさせていただきます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。御質問がございましたら、どうぞよろしくお願ひします。

後藤構成員、どうぞ。続いて戒能構成員に行きます。

○後藤構成員 後藤でございます。

御説明ありがとうございました。グラフを見ていて思ったのですけれども、警告と禁止命令の総数はあまり変わっていないように見えます。そうしますと、警告を全部足し算すると3,500件ぐらいで推移しているかと思うのですけれども、もう少し具体的な事例について、もしお分かりになれば教えてください。

例えば禁止命令をしたことで、更なる被害が止まったかということについては、何か情報をお持ちでしたら教えていただければと思います。また、警告が少なくなった理由というのは、従来は禁止命令、もうちょっと強い対応をすべきだったものが、警告でとどまっていたために、このような数値になったのかについて伺えればと思います。

○警察庁金柿室長 お答えさせていただきます。

まず、禁止命令等違反の処分を下した者に対する検挙件数の状況でございますが、年間の推移につきましては、今回、お手元に配付させていただいた資料の2枚目の一番下、検挙状況の下にストーカー規制法違反の禁止命令等違反の数字がございまして、1枚目の資料と照らし合わせていただければ分かりますとおり、平成29年6月以降に現行の規定に変更させていただいているのですが、禁止命令等処分をした後、なおかつ違反している者というのは、こちらに示した人数は少なくともいるという状況でございます。

すみません、2つ目のお尋ねをもう一度御教示いただけないでしょうか。

○後藤構成員 2つ目なのですけれども、今のお話を前提として、例えばこの禁止命令違反が増えたというのはどのように読むべきかについて教えていただければと思います。結局、禁止命令をしても、警告をしても、違反する者の数は変わらないということなのか、禁止命令がされたことによって、更なる暴力行為が止まっている、本来であれば警告ではなくて、禁止命令ができていたらそれをやったほうがより抑止効果があったものが、今回新しい禁止命令の制度ができたことによって補足できるようになったのか。警告と禁止命令の効果の違いについてどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

○警察庁金柿室長 こちらをご覧いただいているとおり、禁止命令等の違反には罰則が担保されている一方、警告の場合につきましては、警告した後に違反對象となる、禁止命令等を処分するという改正前の規定でございましたので、警告自体も感銘力はあるというところはこれまでの警察庁の調査で確認されているところではあるのですけれども、それよりも重い、禁止命令等に違反したら資料2記載のような形で検挙するというような罰則が担保されておりますので、一定の感銘力、抑止効果が得

られる一方で、それでもあえて違反する者に対しては速やかに違反行為を捉えて検挙するという対応をできるようになったのではないかと考えているところでございます。

○後藤構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、戒能構成員、お願いいたします。

○戒能構成員 ありがとうございます。戒能でございます。

今の後藤構成員の質問と重なるところがあるのですが、改正前は、2000年に制定されて以来一貫して、警告でほとんどの加害者というか行為者はその行為をやめる、抑止力があるということで、それ以上禁止命令を厳しく対応する必要はないという論理で進んできたと理解しておりますが、改正の過程でどのような議論がされたのかということをもし御存じでしたら教えていただきたいということが一点。

もう一点は、SNSの対応についてなのですが、これは単純な質問です。運用の実態、統計はないということなので、お聞きしても今はお答えが難しいのかもしれませんが、被害者、加害者の年代ですね。若年層の被害として増加しているのか、それともそうではないのかという点と、SNSについては、警察は実際にどのような対応をしていらっしゃるかということがもしお分かりになれば、教えていただければと思います。

以上です。

○警察庁金柿室長 まず、戒能構成員の1点目の御質問についてお答えさせていただきます。

1点目の改正の経緯、禁止命令等処分が警告前置主義でなくなったことの経緯でございますが、ストーカー規制法が施行されて10年以上が経過して、見直しの検討が行われた際には、ストーカー事案の中には、当初、深刻な事案に見えないものについても、過去、平成13年以降の警察での取扱い事案や平成28年前後の事案とかを鑑みますと、一転して急激に、急転直下で凶悪な事案に至るようなものも認められるという状況がございまして、そういった事例に鑑みて、必要に応じて迅速な措置が警察において取れるようにという形で警告前置主義というものを見直すべきではないかという議論が行われたものと承知しているところでございます。

以上、1点目になります。

2つ目のSNSの関係でございますが、やはりSNSを規制対象に加えるべきではないかということが検討された件につきましても、若者中心にそういった事例が見られるということがございまして、SNS上でのつきまとい行為というのは、SNS上での嫌がらせ、例えばリベンジポルノ的な画像で名誉毀損行為とか、そちらで処罰されるものもございまして。そういった関係の相談件数が増えているということとも相まって、電子メールでの連続送りつけに加えて、SNSでの規制も必要になってきているのではないかと、当時、議論が行われたものと承知しておりまして、こういった新しいIT関係のツールを使うのは若年層が中心だという認識は当時もあったと承知しております。

以上2点、答えたつもりです。

○戒能構成員 簡単に対応の状況はお分かりになりますでしょうか。

○警察庁金柿室長 対応の状況とおっしゃいますと、個別の事例に即してというようなことでございますか。

○戒能構成員 もしお答えが難しければ結構です。

○警察庁金柿室長 個別の事例に即してという形で申し上げますと、ネット上で執拗に相手方のブログに書き込みを行うとか、もしくはしつこく相手方のソーシャルネットワークサービス、ツイッターやフェイスブックやLINEなど様々ございますが、そういったものを見ているよとか、つながりを持っていたので、メッセージ等を立て続けに送り続けるとか、拒否されているのに連続で送り続けるとかという行為が、SNSでのつきまとい等という形で被害者に当たる方から御相談で不安を訴えたり、いつも見られている感じがするというような事例が都道府県警察に多数寄せられていた。また、そういった事案を契機として事件が起きていた、ということが平成28年の改正で議論になった経緯と承知しているところでございます。

○戒能構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

大体10分たったのですけれども、今の論点以外にどうしてもということがあれば。

小島構成員、どうぞ。

○小島構成員 ありがとうございます。

ストーカー規制法の緊急禁止命令がどのように運用されているのかについて関心があります。緊急禁止命令が出された後、15日以内に呼び出しをして、異議があるかどうか意見を聴取するという制度があります。この制度の運用状況はどのようになっているのか。取り消されるものがあるのか伺いたいと思います。

ストーカー規制法は配偶者暴力にも適用されることになっていますが、配偶者暴力の案件についてはあまり利用されていないように思います。この点はどうかという2点について伺いたいと思います。

○警察庁金柿室長 まず、2点目の配偶者暴力の関係についてでございますが、禁止命令等を発出した関係が、どういった間柄の関係であったのかということにつきまして統計を取っておりませんので、今、構成員の御質問にお答えすることができないというのが一つございます。

次に、1つ目の緊急禁止命令等の関係についてでございますが、発出した件数は提出した資料に記載のとおり、昨年が729件、令和元年が601件ということなのですけれども、構成員の御関心は、このうち発出された命令が取り消されたものがどれだけあるのかということにあるのかというふうに理解はしたのですが、こちらにつきましても統計の数値として取っているものがございませんので、直ちに構成員の御関心にお答えできずに申し訳ないです。

○小島構成員 15日以内に呼び出して意見を聴取するシステムがどのように運用されているのか関心がありました。状況がわかりました。

○小西座長 皆さん手が挙がっているのですけれども、すみません、この手が挙がったところまででおしまいさせていただきます。

可児構成員、柑本構成員の順番でお願いいたします。

○可児構成員 ありがとうございます。

ストーカー規制法の禁止命令ですけれども、1年で延長の立てつけになっていたかと思うのですが、延長がなされた件数に関するデータみたいなものがあるのか否かということ。もしあれば御提供いた

だけないかということのお願いです。

以上です。

○警察庁金柿室長 御質問ありがとうございます。

可児先生の今の御関心の関係につきましては、今、私の手元にないということが一つと、資料として、統計として集計しているのかということについては、確認の上、内閣府事務局さんを通じてお答えさせていただくという形でよろしいでしょうか。

○可児構成員 ありがとうございます。お願いします。

○小西座長 ありがとうございます。

先ほどの小島構成員の御質問についても、もし何か手がかりになるようなことが分かれば、そのときに一緒にお願ひできたらと思います。

○警察庁金柿室長 承知いたしました。

○小西座長 では、柑本構成員、どうぞ。

○柑本構成員 ありがとうございます。

どうも御説明をありがとうございました。現場の警察の方たちが加害者に治療やカウンセリング等を一生懸命働きかけてくださっているということは、ニュース等を通じてよく知っております。でも、なかなか受けてもらえないという実情があるわけですが、そのような中、例えば福岡県や京都府などでは、カウンセリング費用を警察のほうで持たれて治療を促しているというような取組があると伺っております。そのことをもう少し詳しく教えていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。そうすることによって治療につながる可能性が高まるのかとか、そういった点も教えていただけるとありがたいです。

よろしくお願ひいたします。

○警察庁金柿室長 先生が御指摘のとおり、京都府におきましては平成29年度から、福岡県におきましては平成30年度から、ストーカー加害者に対する精神保健福祉士等によるカウンセリングの公費負担制度、回数制限はあったと記憶しているところなのですが、たしか京都府においてはカウンセリングを実施した臨床心理士さんなどが精神科のお医者さんの診察が必要と判断した場合には、加害者からの請求に基づいて初診料を公費負担しているという制度を開始しているものと承知しております。

一方、警察のほうにおきましては、平成28年度から加害者への対応方法や治療、カウンセリングの必要性について、地域の精神科医等の助言を各都道府県警察の担当職員が受けて、加害者の方々へ受診を勧めるなど、地域精神科の医療機関、関係者の皆様と連携を推進できるような補助経費を出させていただいているところでございます。

これは平成26年度、27年度に当庁で実施させていただきましたストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究というものに基づきまして、ストーカー加害者に対する治療は一定の効果があるのではないかと結論を得て、財務省のほうに予算要求させていただいて、こうした補助経費をいただいているところでございます。

福岡さんや京都さんの取組状況につきましては、受診の働きかけ後の再発状況といったものも把握しつつ、ストーカーの加害者の公費負担については、今後、その結果を踏まえつつ、慎重な検討をやっていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○柑本構成員 どうもありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、次に移ります。法務省ですが、前回の議論を踏まえて、今回お伺いしたいことは、DV防止法第14条第1項の趣旨について。それから、矯正施設及び保護観察における暴力防止プログラムの運用等についてでございます。

それでは、お願いいたします。

○法務省福田参事官 法務省民事局でございます。

今、お話のありましたDV防止法第14条第1項の趣旨について、民事局から説明をさせていただきます。

御承知のとおり、保護命令は、保護命令を受ける者に対し一定の行動の自由を制限するものであり、かつ、その実効性を確保するために命令違反には刑罰が科されるという特殊な制度であることから、保護命令の発令時において相手方に手続上の保障をすることが必要であると考えられております。そこで、第14条第1項本文において、原則として相手方が立ち会うことのできる審尋の期日を経て保護命令が発せられることとなっております。

もっとも、保護命令の発令要件に該当することが明白な場合において、被害者の安全を確保するためには期日を開いているいとまがないときなどには、審尋等を経ずに保護命令を発したとしても、先に述べたような第14条第1項本文の趣旨を害することがないものとして、同項ただし書において、審尋等を経ないで発令することができるという例外も定めております。

仮にこのワーキング・グループにおきまして、第14条第1項ただし書の要件について何らかの改正について検討するとすれば、このような例外を認めたとしても、先に述べたような第14条第1項本文の趣旨を害することがないかという点についても慎重に検討する必要があるものと考えております。

民事局からは以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

○法務省小島企画官 続きまして、法務省矯正局でございます。

資料3の1枚目をご覧くださいませでしょうか。矯正施設における暴力防止プログラムの運用等について、御説明させていただきます。

まず、刑事施設について御説明いたします。

刑事施設では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の第103条に規定された改善指導の一つとして、暴力防止プログラムがあります。全国75庁の刑事施設のうち、約20庁で年間130名前後の受刑者に対して実施しております。

指導の目標は、非暴力への動機づけ、暴力へと至る自己のパターンの認識、暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルの習得の3点でございます。プログラム対象者は今回の事件が殺人、傷害、暴行等の暴力事犯である者、または過去に暴力の問題を有する者です。ここで言う過去に暴力の問題を有する者とは、例えば過去15年以内に2回以上の暴力事犯歴があった者や、配偶者、恋人、親族などの親密な関係の相手に対して、持続的、反復的に暴力を振るっていたことが認められる者を指します。

指導方法は、認知行動療法の手法を取り入れたグループワーク、ロールプレイ、個別面接等であり、

1回60～90分、17単元プラスフォローアップ等の全18単元のカリキュラムをテキスト、ワークブックなどを用いながら、おおむね4～6か月で実施しております。

カリキュラムをご覧ください。9、10、11の3単元は、親密な相手に対する暴力をテーマとして取り上げています。これらの単元では、グループワークを実施しながら、児童虐待を含むDVについての考えを深めさせ、被害者の気持ちや影響に目を向けさせ、暴力を繰り返させないための具体的な態度や行動、暴力を振るわないための行動パターンについて学ばせています。

また、15、16単元では、ロールプレイなどを行って、それまでに学んだ対処法を練習する機会なども設けております。

資料を1枚おめくりください。次に、少年院について御説明いたします。

少年院では、少年院法の第24条に規定された特定生活指導の一つとして暴力防止指導というプログラムがあり、全国47庁の少年院で実施可能な体制を取り、年間450名前後の少年に対してプログラムを実施しております。

指導目標は、「暴力又は暴力的な言動により問題解決を図ろうとする認知の偏りや自己統制力の不足を理解し、暴力的な言動に頼らずに生活する方法を身に付けること」であり、対象者は、今回の事件において人の生命または身体を害した者、または今回の事件にかかわらず暴力または暴力的な言動による問題解決を図ろうとする構えが強く、そのような行為が繰り返し見られる者です。

刑事施設と同様、本プログラムも認知行動療法の考え方を基礎としておりますが、少年院の特徴として3項目、すなわち受講者全員に対して12単元から成るワークブック教材を用いてグループワークまたは個別での指導を統一的に行う中核プログラム、中核プログラムの効果を高めるために、受講者個々の必要性に応じて個別面接や課題作文等による対人関係の持ち方に関する指導や怒りのコントロール、いわゆるアンガーマネジメントなどを選択的に組み合わせる周辺プログラム、そして、中核プログラム終了後、個別に行うフォローアップ指導の3つを組み合わせ、包括的な形で実施しております。

最後に、受講者のプログラムに対する動機づけや自己の問題性の意識づけについて御説明いたします。

刑事施設では、プログラム開始前に、教育担当職員が動機づけを兼ねた個別面接を行うほか、例えばプログラム中に受講者が否定的な言動を取った場合は、認知行動療法的な問いかけを行うことなどにより、自己の問題に気づくように働きかけています。

少年院では、これらに加えて、担任教官との日頃の個別面接や課題学習等の中で、動機づけや自己の問題性などについて考えさせる機会があるため、これらを暴力防止指導ほか各種の指導につなげております。

矯正局からの説明は以上でございます。

続きまして、保護局から御説明させていただきます。

○法務省守谷上席補佐官 続きまして、法務省保護局のほうから、社会内における暴力防止プログラムについて説明申し上げます。法務省保護局の守谷と申します。よろしくお願いたします。

先ほど矯正局の説明で、専ら施設内の処遇で行われるプログラムについてあったところでございますけれども、社会の中であります保護観察におきましても、暴力防止プログラムというものを実施し

ております。ここで言います暴力犯罪と言いますのが左上のほうに書いてありますとおり、殺人・傷害・傷害致死・暴行といった犯罪が対象となっているものでございます。

このプログラムの受講の対象者でございますけれども、真ん中のオレンジ色のプログラム受講対象者という部分をご覧ください。特別遵守事項によって受講を義務づけられる者として、ここに書いてありますとおり、保護観察に付される理由となった犯罪事実中に暴力犯罪が含まれ、かつ暴力犯罪の前歴を有する仮釈放者及び保護観察付執行猶予者となっております。すなわち、上に挙げるような傷害・暴行といった暴力犯罪を反復するような傾向が見られる者ということになります。

同様に、②でございますとおり、刑事施設に収容された者につきまして、執行された刑のうち暴力犯罪により言い渡されたものが複数ある仮釈放者または保護観察付一部猶予者について、このプログラム受講を特別遵守事項によって義務づけるという形になってございます。

特別遵守事項というものは、保護観察対象者の個別の事情に応じて個々に定められるものでございまして、保護観察中に必ず遵守すべき、守っていただく必要のあるものとなっております。この特別遵守事項に違反した場合に保護観察が取り消され、仮釈放者であればもう一度刑務所に戻されたり、あるいは、保護観察付執行猶予者であれば執行猶予が取り消される可能性があるということでございます。

暴力犯罪について、暴力的な傾向を改善するための内容となっておりますけれども、中にはDVの問題あるいは飲酒の問題を抱える対象者がございますので、DVや飲酒の問題性があるものにつきましては、それぞれその問題性に応じた教育内容を基本となる学習内容に追加する形で行っているというものでございます。

こちらのプログラムの内容でございますけれども、施設内で行われておりますプログラムと同様に、認知行動療法と呼ばれる理論をベースにしたものでございます。すなわち、ある出来事等について、その人がどのように考えるかという認知の部分に働きかけることで、その結果引き起こされる行動を変容しようとする考え方に基づくプログラムとなっております。

具体的には左下のプログラム内容のところに書いてございますけれども、ワークブック形式になっておりまして、ワークブックを用いまして自己の暴力について分析させたり、あるいは怒りや暴力につながりやすい対象者、自分自身の考え方に気づいていただいた上で、その変容あるいは暴力の防止に必要な知識の習得といったものを促す形になっております。より具体的に、再び暴力を起しそうな危機場面で対処方法などについても、プログラムの中で一緒に考えたり、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させるといった内容になってございます。

対処方法の具体的な例としましては、例えば怒りを感じる際の自分自身の身体の状態の変化を体験してもらったり、あるいは対人スキルの練習といった怒りが引き起こされるような場面とかを想定して、どのように対人関係を結んでいけばいいのかといったスキルを習得してもらう。そういったことにつきまして、ロールプレイの形で、実際にその場面を想定して練習するといった対応も取り組まれておりますし、そういったものを通じて体験的に習得させる内容でございます。

こちらのプログラムは、保護観察官が個別処遇または集団処遇によりおおむね2週間に1回実施する形になっておりまして、一番最後には、個別具体的な再発防止計画を作成するという構成になってございます。

右側の学習内容の詳細については、記載されているとおりでございます。

動機づけの観点ですけれども、まず、導入部分で一番最初に目的や概要について説明した上で、事件や当時の生活を振り返らせて、受講の動機づけを高めるということをやってございます。これに加えて例えば仮釈放者等でありましたら、仮釈放の審理の前に、保護観察官や仮釈放の許可を判断する委員が面接を行いますので、その面接の中においても本人の問題性を指摘し、こういったプログラムを受講することの必要性について説明した上で、特別遵守事項を義務づけるといった形になっております。そういった面から、本人がきちんとプログラムを受講するといったところの動機づけを図っているところでございます。

また、プログラムの内容におきましても、全体的に本人の動機づけ、変わろうとする意欲を高めるために、動機づけ面接と呼ばれる技法がございます。その面接において用いられる技法を用いて、本人が変わろうとする意思を支援し、維持するような関わりをすることをもってこのプログラムを実施していくといった形になってございます。

また、プログラムの中におきまして、こういった対処方法やロールプレイといったものにつきましては、個人個人の問題性とかをベースに考えさせる内容になっておりますので、対象者が自分自身の問題として捉えた上で、その対処方法についても個別具体的に自分の問題に即した再発防止計画を作成していただくといった内容になっているものでございます。

保護局からの説明につきましては、以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、法務省の御説明につき質疑応答に移りたいと思いますが、御質問はございますでしょうか。

後藤構成員、どうぞ。

○後藤構成員 後藤でございます。

御説明ありがとうございます。まず最初に保護局に、先ほど矯正局からは130名ぐらいが受講するということなのですが、年間の受講の数についての御説明がなかったので、それがお分かりになればまず教えていただきたいのが1点目でございます。

次に、保護局と矯正局の両方にですけれども、実際にDVでこのプログラムを受講している人の数がどのぐらいあるのかという調査がもしあれば、教えていただきたいというのが2点目です。

3点目、最後になりますけれども、主に保護局にお尋ねいたします。例えばDVの経験があっても、DVではない罪名で受刑や保護観察になっていて、引受人が、例えば今まで暴力の対象者であった女性であるといったような場合というのは、被害者に対してどのようなケアを同時にやるべきだとお考えなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

最後に1つ、これはジェンダー視点がどのぐらい入ったプログラムになっているのかについても、お分かりの範囲で構いませんので、併せて教えていただければと思います。

以上です。

○法務省守谷上席補佐官 まず、保護局のほうから回答をさせていただきます。

年間のプログラムの受講人数でございますけれども、令和2年の統計になりますが、特別遵守事項に義務づけて実施したものが240名でございます。それに加えて、特別遵守事項の形ではなくも

う一段弱い形、生活行動指針というものも定めることができるようになっておりますけれども、そちらのほうに定めて実施したものが27名ということで、合計で267人に対して実施したということでございます。

このうちDVの類型に該当していたものがどれぐらいかということにつきまして、DVの類型に該当していたものが267名中52人で行っていました。それに加えて、飲酒の問題を持っており、かつDVの問題も有していたものが24名ということになりますので、合計しますと76人がDVに該当したというものでございます。

今回、受刑した罪がDVの対象ではない場合に被害者の方に対してどのような支援が行われているかということで、実際に本人が行った行為に対して。

○後藤構成員 すみません、被害者ではなくて、引受人が被害者になっているような場合に、プログラムをやることによって危険性が生じる可能性についてどのようにお考えなのかということなので、被害者が引受人になっている事例がないということであれば、それはそれで構いません。

○法務省守谷上席補佐官 分かりました。引受人が被害者である場合というのは、仮釈放の中で、出所前に生活環境調整というものを住環境が適切かどうかという観点から判断がなされるということになりますので、そういった意味で、明らかにDVの被害者が引受人として設定している場合というのは、被害者のほうにも実際に引受人の方に、慎重に調査、御自分のお気持ちとか、帰った際に同様の問題が発生しないかといった観点も踏まえて、慎重に調査と審理がなされるものと考えております。

最後、ジェンダー視点を取り入れられているかということにつきましては、プログラムの中でDVに該当するものについて追加の教育内容等がございます。この辺りの教育内容につきましては、DVの背景にある、よく言われる支配的な物の考え方といったものも教育の材料として用いたりすることで、DV加害者に見られるような特有の傾向、価値観といったものを気づいてもらい、その代わりになる考え方を考えてもらうといった内容は含まれているということでございます。

保護局のほうからは以上でございます。

○後藤構成員 ありがとうございます。

次に、矯正局のほうから人数だけお願いします。

○法務省小島企画官 矯正局から回答いたします。

暴力防止プログラムのうち、実際にDV事案の人はどのくらいかというのは、申し訳ございません。公的な統計という形ではお示しすることができません。ただ、現場で指導している職員から聞いた話、エピソードトークになってしまうのですが、プログラムは毎回8名前後で実施しているところ、その中で1～2名ぐらいDV関係がいるかなという話を以前聞いたことがございます。

以上でございます。

○後藤構成員 ありがとうございます。

○小西座長 後藤構成員、よろしいですか。

それでは、手嶋構成員からお手が挙がっていますか。お願いいたします。

○手嶋構成員 御説明ありがとうございます。

後藤構成員からの御質問と重なるところも多かったので、あと1つ、効果はどのように測定されておられるのか、それぞれのプログラムの効果について御説明いただけますでしょうか。よろしくお願

いたします。

○法務省小島企画官 最初に矯正局から回答させていただきます。

刑事施設の暴力防止プログラムは、平成30年に効果検証を行っております。受講前後でアンケート調査をして、受講群と非受講群を比べたものでございます。その結果、暴力防止プログラムは攻撃性尺度の点数が下がったりするなど、暴力の問題性を低減させる。一方、社会的スキル尺度や怒りの抑制・制御尺度は上がっている。つまり、対人関係を円滑にするスキルを向上させるという結果が出ているところでございます。

少年院につきましては、効果検証は今のところ行っておりません。申し訳ございません。

矯正局からは以上です。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

○法務省守谷上席補佐官 保護局でございます。

保護観察における暴力防止プログラムにつきましても、現段階ではまだそちらの効果の検証にまでは至っていないというところでございます。

以上です。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

○小西座長 小島先生、挙げていらっしゃるでしょうか。どうぞ。

○小島構成員 保護命令の関係で、無審尋で出せる場合について、何らかの改正をすれば慎重に検討する必要があるというお話をされたのですが、裁判所が発令する制度で、無審尋で出してその後の手続がないというのは、抵抗があると思います。例えばストーカー規制法は、先ほど御紹介がありましたように、取りあえず命令は出すのだけれども、15日以内に呼び出して、相手の言い分を聞くというような制度になっています。

保護命令の制度の本質は、裁判所で行っているけれども、民事行政作用を有するものであり、ストーカー規制法の制度以外にもあるのではないかと思います。保護命令の制度の中にこれと同様の制度を盛り込むということも可能ではないかと思います。そのような改正はおよそあり得ないということになるのか。無理な質問かもしれないのですが、教えていただきたいと思います。

○小西座長 では、どうぞお願いいたします。

○法務省福田参事官 民事局でございます。

先ほど私が申し上げた趣旨は、第14条第1項ただし書におきまして、現行法でも無審尋で発令できる場面が想定されておりますという御説明でございました。

それを踏まえての今の御質問ですけれども、小島構成員がおっしゃるような制度の在り方も考えられるのだと思いますが、その点、この保護命令の制度の中でそれを盛り込むことが適切かどうか、相当かどうかということについて、法務省民事局として何らかの考えがあるわけではございませんので、その点については皆さんで御議論いただければよろしいかと思っております。

以上でございます。

○小島構成員 緊急時の対応として、ストーカー規制法に類似する制度がおよそあり得ないということではない、と伺ってよろしいでしょうか。

○法務省福田参事官 そこから先は、法務省として何かお答えするという事は難しいわけですね。

ども、現行法において、保護命令にもいろいろな種類があるかと思います。例えば退去命令というのは、まず片方の言い分だけを聴いて発令した後で、15日以内に相手方の言い方を聴くというようなことになった場合、一旦発令した保護命令がどういう効果を持つのかというところからいろいろと考えていかなければいけないのではないかと、個人的には、今、お聞きした限りでは思っております。その点も踏まえて、慎重な御議論が必要なのではないかと思っております。

以上です。

○小島構成員 退去命令は無理だけれども、接近禁止命令であれば可能でしょうか。

○小西座長 まだ、それは今、お答えいただくというのは無理なことかと思えます。

○小島構成員 結構です。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

柑本構成員、どうぞ。

○柑本構成員 保護局の方に伺いたいのですけれども、いろいろ御説明をありがとうございました。実際に保護局が保護観察のときにやっていたらしゃるプログラムに関して、例えば1回出なかったとか、2回出なかったとかといったときに、どのような状況であれば仮釈放が取り消されたり、執行猶予が取り消されたりというような事態に至っているのか、雑駁で結構ですので、教えていただければありがたいです。

よろしく願いいたします。

○小西座長 お願いいたします。

○法務省守谷上席補佐官 保護局のほうからお答え申し上げます。

遵守事項違反の事実につきましては、もちろん個別のケースに応じていろいろ判断がされるところでございます。基本的に特別遵守事項によって受講を義務づけられる場合というのは、一番最初の段階で、1回目については何月何日の何時にという形で細部まで計画を立てて本人に示す形になっておりますので、基本的にはそれに従って参加していただくというのが前提でございます。ただ、中にはどうしても体調不良のために急遽出られないといったこともありましようから、そういった場合には、正当な理由があれば日程の変更とかを認めるということもございませう。

ただ、そういった形で1回、2回という形で、場合によると連絡が取れないままずっと受けなかったりとか、正当な理由なく何度も日程を変更して、受講を延ばして一定期間がたってしまったような場合には、遵守事項違反で仮釈放を取り消す検討に進むといったことは十分考えられるかなと考えております。

以上でございます。

○柑本構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、ほかにないようでしたら、次に行きたいと思えます。次は最高裁判所ですが、前回の議論を踏まえて、今回お伺いしたいことは、

保護命令の申立件数と発令件数について。そのうち、再度申立てと無審尋の件数について。

もう一つが、DVが行われた場合の親権について、どのように運用しているかについてです。

それでは、お願いいたします。

○最高裁判所小津課長 それでは、最高裁民事局から、保護命令に関する件数について御説明申し上げます。資料4をご覧くださいと思います。

保護命令の件数について、まず新受、申立てのあった件数につきましては、一番上の欄に記載しております。平成28年に申立てのあった件数全体は2,648件、29年は2,280件、30年は2,164件、令和元年は2,005件、令和2年は1,844件と、ご覧いただいているとおりのとおりとなります。そのうち平成28年については403件が再度の申立てになっております。つまり、一度保護命令の発令を受けた人が再度の発令を受けたいといった場合の申立件数になっております。その後の年度についてはご覧いただいているとおりであります。

認容の件数については真ん中です。平成28年は全体の件数が2,082件となっており、その後の年度については資料をご覧くださいとおりであります。

この認容、つまり保護命令を発令した件数のうち再度の申立てに基づく保護命令の発令は297件が平成28年、以後の年度はご覧いただいているとおりであります。

さらに、この認容のあった件数のうち無審尋、つまり相手方の言い分を聞くことなく発令した件数が平成28年は9件となっております。以後の年度はご覧いただいているとおりであります。

最後に、申立てを却下した件数ですけれども、平成28年については全体が144件であり、そのうち再度の申立てを却下したものが34件となっております。その後の年度はご覧いただいているとおりであります。

件数についての御説明は以上です。

○最高裁判所木村課長 では、最高裁家庭局でございます。

離婚の際の親権をめぐる裁判と面前DVというようなことだったかと思っております。

家庭裁判所におきまして、親権者の指定をするに当たっては、民法第766条の規定を踏まえまして、子の利益を最も優先して考慮していると承知しております。個別の事案における具体的な親権者の指定につきましては、個々の事案における事情に応じて裁判官が判断することになりますけれども、一般論として申し上げますと、父母の側の事情や子の側の事情を総合的に考慮してございまして、より具体的に申し上げますと、父母の側の事情として、それぞれの養育能力、これまでの監護の状況や監護に対する熱意、居住環境、経済状況、監護補助者の有無及びその体制等を考慮するとともに、子の側の事情として、年齢や心情、意向等を総合的に考慮してございまして、面前DVといった事情につきましても、父母と子の双方に関する事情として適切に考慮しているものと承知しております。

面前DVがあったと認められる場合に、当該事実をどのように、どの程度考慮するのかといった点につきましては、まさに個々の事案における個別の事情に応じて裁判官が判断することになりますため、一概には申し上げられません。当該面前DVの態様や頻度、父母の関係性や親子の関係性、面前DVが子に与える具体的影響及びその程度等の事情に加え、先ほど申し上げましたような父母それぞれの事情や子の側の事情と、当該事案における諸事情一切を総合的に考慮して、子の利益を最も優先するという観点から、親権者の指定の判断をすることになるというものと承知しております。

最高裁からの報告は以上となります。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、まず戒能構成員からどうぞ。

○戒能構成員 御説明ありがとうございました。

資料4で件数について御説明いただいたのですが、最初の新受件数を見ましても、平成27年ぐらいからだと思えますけれども、このところ減少傾向にある。その減少傾向の要因について、最高裁はどのように分析をなさっていらっしゃるのかということが一点です。

もう一点目は、むしろ質問というよりは要望なのですが、今日は非常にシンプルなデータが出ておりますけれども、例えば認容率は8割をキープしていると思うのですが、退去命令の抑制傾向がずっとと言われておりますけれども、個々の命令ごとの発令件数、もう一つは相手方の即時抗告が一時期大分増えたということがございましたが、それはどうなっているのかとか、全体像が分かるようなデータの提供はお願いできるのでしょうか。

質問と要望でございます。

以上です。

○小西座長 では、最高裁、お願いします。

○最高裁判所小津課長 最高裁民事局からお答え申し上げます。

まず、1点目に御指摘のありました新受件数の減少の要因分析に関するものなのですが、最高裁として何かこの要因というように明確に分析できているものは現段階ではございません。

2点目、3点目にございましたさらなる件数の内訳というのでしょうか、発令内容ごとの件数、あるいは即時抗告についてどうかという点については、一部資料として件数を把握しているものもございますので、どういった形で資料を御提供するかについて内閣府と御相談して、また差し上げたいと思っております。

以上です。

○戒能構成員 ありがとうございます。

要因分析は、現在はまだなさっていないということですが、将来的にはその予定はございますか。

○最高裁判所小津課長 現段階で、どういった要因分析のための材料が得られるのかということも含めて、最高裁で考えてまいりたいと思います。

以上です。

○戒能構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

可児構成員からどうぞ。次に後藤構成員。

○可児構成員 ありがとうございます。

データの関係、今の戒能先生のお話と多少関連するところもあるのですが、保護命令の運用は地裁ごとにかなり違っている部分などもあつたりするものですから、可能であれば地裁管内ごとのデータについてもぜひ提供していただきたいと思っています。そこで無審尋の件数についても、どこかの地裁管内でそれが出ているのかみたいなものが一覧できるものであれば、そういったものがあるたいなと思います。

以上です。

○最高裁判所小津課長 最高裁です。

頂戴した御指摘を踏まえて、どういった資料を御提供するか、追って御相談させていただければと思います。

○小西座長 可児構成員、よろしいですか。

○可児構成員 ありがとうございます。結構です。

○小西座長 では、後藤構成員、どうぞ。

○後藤構成員 家庭局に伺いたいのですけれども、接近禁止命令が出ている場合、多くは本人から申出があったりすると思うのですけれども、接近禁止命令が出ているということというのは、司法判断でDVがあるという認定がされている状況において、例えばそれを根拠として何らかの調停での対応を変化させるというか、もう少し一段高い親権への影響を考えるとということについて、どのようにお考えか。制度的に可能かどうかの感触だけ伺いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○最高裁判所木村課長 最高裁家庭局でございます。

最高裁の事務局という立場からなのですけれども、どういった資料に基づいて、どのようにDVの有無、程度を認定していくかといったことにつきましては、まさに個別の事情において個々の裁判官なり、調停であれば調停委員会というところが検討、判断していくということになるかと思ひまして、保護命令の決定書があるということをもって、それをどのように位置づけるかということもなかなか一概に事務局の立場として申し上げることは難しいところでございまして、まさに個々の事案において、裁判官、調停委員会が、保護命令の決定書が出ているという事実も含めて、適切に様々な事情を考慮して判断し、親権の関係であれば、親権はどちらかというところを判断していくところかと思ひます。事務局として申し上げられるのはこの程度というところでございます。御了解いただければと思います。

○後藤構成員 ありがとうございます。

ただ、保護命令が出ているかどうかについて聞くということについて、ルール化も御検討いただけるといいかなと思ひます。

ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

小島構成員、挙げていらっしゃるんですか。どうぞ。

○小島構成員 手短かに申し上げます。

現時点で保護命令が申し立てられてから決定が出るまでどのぐらいかかっているのか。ここ1～2年の状況で、教えていただきたいというのが一つです。

それから、PTSDやうつ病を発症するなど傷害を蒙った場合は、身体的暴力の被害者として考えていいという解釈がありますが、実際に保護命令が出ている件数があるのか、教えていただきたいと思ひます。

○最高裁判所小津課長 今、頂戴した点について、最高裁民事局からお答え申し上げます。

まず、審理期間に関する点なのですが、平成13年から令和3年までの全体を通しての事件ごとの審理日数に関しては12日余りと承知しております。約12日といったところです。これが1点目です。

2点目に頂戴した御質問のPTSDに関する点ですけれども、PTSD自体が暴力に該当するかという

個別の当てはめは各裁判官において判断しておるだろうという理解を最高裁としてはしております。

件数に関しては、PTSD固有の統計は特段取得しておりませんので、後日、それを御提供することは難しいかなと思っております。

以上です。

○小西座長 よろしいですか。ありがとうございます。

手嶋構成員、どうぞ。

○手嶋構成員 御説明ありがとうございます。

先ほどDV事例の親権についての運用ということで、家庭局のほうから御説明があったと思うのですが、それは面会交流の事例についても同じようにお考えなのか。もし親権の話と面会交流の話を込みでお話しになったのか、面会交流についてはどのようにお考えなのか。特に保護命令が出ているような場合の面会交流について、最高裁として、あるいは裁判所としてどのように方針としてお考えなのか、もしありましたら御説明いただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○最高裁判所木村課長 最高裁家庭局でございます。

先ほど御説明させていただいたのは、親権をめぐる裁判ということでお話をさせていただきました。

面会交流の関係でございますけれども、これも一般論として申し上げるところで、個別の事案における裁判官、さらには調停委員会の対応・判断ということになるわけなのですけれども、DVが存在するということがあった場合、面会交流の場合にも、お子様にどのような影響を与えるのかというところが最大のポイントかと思えます。そういった観点から、まずは面前DVの頻度や態様、程度といったもの、それとお子さんに及ぼす影響というところを、場合によっては家庭裁判所調査官の調査といったものも交えながら、面会交流を認めるかどうかというところも含めて、審理、判断をしているというところかと承知しております。

以上でございます。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

では、保護命令が出ていたとしても、それ以外の様々な要因を検討した上で面会交流が認められることもあり得ると理解させていただいてよろしいでしょうか。

○最高裁判所木村課長 先ほども御指摘いただいたところではあるのですけれども、まさに個別の事案における様々な事情の中で、保護命令が出ているというところをどのように位置づけて、どれぐらいの重みをつけてというところにつきましては、まさに個別の事案次第というところがございまして、なかなか最高裁の事務局として申し上げることが難しいところがございます。保護命令が出ているという事実も含めて、様々な事情を総合的に考慮して判断するというところかと思えます。

以上でございます。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

○小西座長 皆様、ありがとうございます。

それでは、厚生労働省のほうから、前回の議論を踏まえて、今回お伺いしたいことを申し上げますと、1番目が、DVと児童虐待の関連についての現状。

2番目、各機関の連携を適切に行うためのガイドライン策定状況。

3番目、一時保護の件数と現状を踏まえた対応についてです。

それでは、お願いいたします。

○厚生労働省上井室長 厚生労働省です。資料5をご覧ください。

資料の順番で、まず一時保護の件数のほうから申し上げます。

関連するところでは、2ページをご覧くださいませでしょうか。婦人保護事業の概要となっておりますけれども、婦人相談員は全国で1,533人おまして、その右側、都道府県と一部市部ですが、婦人相談所が全国に49か所ございまして、全都道府県にございます。徳島県のみ3か所ということで、49か所となっております。

各都道府県に1か所一時保護所がございまして、全てで47か所となっております。こちらのほうで一時保護するわけですけれども、保護の期間はおおむね2週間あります。さらに、一時保護所のほうで適切な保護が見込まれないといいますか、より適切な保護が見込まれる場合に一時保護委託ということで、民間シェルター等に委託をしているといった関係になってございます。

一時保護及び一時保護委託の件数ですけれども、4ページをご覧くださいませでしょうか。婦人相談所における一時保護の理由ですけれども、令和元年度、全体で3,994人、実人数です。夫からの暴力が2,758人ということで、69.1%となっております。さらに夫、子・親・親族、さらに交際相手等の暴力関係3つを合わせまして、全体の83%が暴力被害を占めているということになっております。

さらに5ページに参りますと、今、申し上げました婦人相談所における一時保護の理由を年齢別に分けております。こちらもおおむね同じような傾向かとは思いますが、18歳未満の場合は夫等からの暴力は当然低くなるのですが、子・親・親族からの暴力、交際相手等からの暴力を含めると50%程度となっております。18歳～20歳未満、20～40歳未満、40歳以上で構成は少し変わりますが、いずれも70～80%程度が暴力が原因ということです。

6ページが一時保護者数の推移になっています。下段の黄色が一時保護された女性の数で、令和元年度は3,994人、同伴家族が3,561人で、計7,555人が令和元年度に一時保護されております。この推移のとおり、平成16年ぐらいまでにかけては増加していたのですが、平成27年度以降は全体として減少が続いております。

7ページをご覧くださいませでしょうか。同伴家族の状況となっております。こちらにつきましては、乳児が12.0%、幼児が45.1%ということで、57.1%が乳幼児、さらに小学生が31.5%となっております。

婦人相談所に併設されています一時保護所ですので、例えば年齢の高い男子を伴う場合につきましては、一時保護を委託するようなケースが多いといったことになってございます。

8ページをご覧くださいませでしょうか。これは一時保護の在所期間のデータです。令和元年度は16.9日ということで、平均して2週間を少しオーバーしておりますけれども、下のグラフにありますように、少しずつですけれども平均在所日数は増加している傾向にある。

9ページをご覧くださいませでしょうか。一時保護された女性の保護後の主な状況を示しています。こちらにありますように、令和元年度につきましては帰郷、実家等に戻るのが16.4%、次が帰宅で15.3%、さらに自立で13.2%という結果になっておりました。

一時保護委託の状況は10ページをご覧くださいませでしょうか。一時保護委託を契約している施設につきましては、令和2年4月1日で現在331施設ございます。この中で多い順に申し上げますと、

母子生活支援施設、児童福祉施設の母子生活支援施設が112か所、続いて民間シェルター、母子生活支援施設以外の児童福祉施設ということで続いております。

11ページにつきましては、一時保護委託の推移でございます。こちらにつきましても、平成26年度以降、減少傾向にあるという傾向が続いております。

データということで、以上で説明を終わらせていただきます。

○厚生労働省久保専門官 続きまして、厚生労働省提出資料をおめくりいただけますでしょうか。家庭福祉課のほうから、連携のためのガイドライン等の御説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。虐待相談対応件数は20万を超えておまして、例年2割増加になっているのですが、令和2年度につきましてはコロナ禍の影響を受けまして、学校の休業も踏まえて、少し減って前年比5.8%の増加となっております。

2 ページをご覧ください。DVの目撃等も含めた心理的虐待について、平成16年に虐待防止法の改正で、御存じのとおり配偶者間の暴力について面前DV等目撃というのは心理的虐待に含まれておりますが、その心理的虐待は虐待相談のうちの約60%を占めて、約12万件となっております。

一方で、心理的虐待以外のベースで夫婦間のDVがあるほかの場合もありますので、個別にアセスメントしていくことが重要になります。アセスメントのためにガイドラインを策定しております。

3 ページをご覧ください。相談の別で見ますと、今年の統計で、警察からの通告が今年初めて50%を超えたという状況で、次いで近隣・知人、家族・親戚、学校の順となっております。

4 ページをお願いいたします。児童相談所の一時保護の状況となっております。年間5万2000件の保護件数のうち、被虐待児童は3万件となっております。児童相談所では母子での保護はできませんので、母子分離が必要でないケースについては、DV担当部署とも相談する場合がございます。

5 ページをご覧ください。これは時代的な流れでございます。児童相談所のほうでは、平成30年の重篤な事例、目黒事例、野田事例で、DVの支配性、転居の情報提供、学校、要対協を含めた連携の課題というのが指摘されました。これを踏まえて、抜本的強化ということで、ガイドラインの策定の方針が示されております。平成31年6月に法改正というところで、今回、昨年度に引き続きまして、7ページのほうでは、法改正のうちのDVに関する部分の規定、連携強化というところを赤枠に示してございます。

ここで要対協の連携ということで、児相、配暴センター、学校を含め、体制の整備に努めることということで、⑤として、児相はDV被害者の保護のために連携に努めるようにとされました。

これを踏まえて、8ページ、9ページです。この2か年でガイドラインの連携強化に関する調査研究を補助金制度を利用しましてやりました。座長は筑波大学の森田先生、委員として東京都児相、原宿カウンセリングセンターの野村先生、オブザーバーとしましては内閣府の男女共同参画局や弊省、事務局はリベルタス・コンサルティングのほうで行いました。令和元年度については、先ほど8ページに示しているようなアセスメントできるようなチェックリストを作成しました。

さらにブラッシュアップして、昨年度、全国10か所でモデル実証を行いまして、児相と配暴センターとの間でより連携ができるように、チェックリストと、それから機関をつなぐためのつなぐシート、連携のためのフローを整備しております。

10ページは抜粋してございます。

11ページをご覧ください。ブラッシュアップしたチェックリストのほか、両関係機関がお互いの機関の理解が進むように、児相の職員についてはDVの定義だとかの解説みたいなものをつけて、現場の手引のほかに、実際に研修教材として活用が期待できます。今回、添付資料、参考資料としておつけしておりますので、よろしくお願いいたします。

今回、これを内閣府とも相談の上、自治体等に周知の予定になってございます。

それから各児相のほう、子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし、それから東京にある特別区研修所においても、このようなものを活用していただくようお願いをしているところでございます。

あと、連携の中で、目黒の事件とかほかの事件もあるのですが、転居時にきちんと情報提供をしようということで、資料を御用意していないのですが、この9月から児相間の情報共有ネットワークが供用開始しております。児相のケース、要対協のケース、要保護児童、要支援児童等、等には特定妊婦が含まれますけれども、そのようなものについて、転居した場合の情報共有が可能になってございます。そのようなところで、情報共有についても迅速に努めるようにということで、今、進めているところでございます。

説明は以上になります。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、御質問はございますか。

戒能構成員、どうぞ。

○戒能構成員 御説明いただきまして、ありがとうございます。

2点質問したいと思います。一時保護に関してです。一時保護の基準は全国的なものがない。DV防止法は独自の制度を持たなくて、婦人保護事業の一時保護制度を活用しているということになります。ともかく都道府県ごとにばらばらである、基準がはっきりしないということが言われておりますが、今後、どのように改善をしていくおつもりなのかというのが1点目です。

2点目は一時保護所の入所、本日は年代ごとの一時保護理由というグラフを見せていただき、大変参考になったわけですが、特に若年層に顕著なのですけれども、一時保護所をなかなか利用しない、ハードルが高過ぎるということがあります。その一つの原因として、携帯電話などが使えないということがあったわけですが、検討会が設置されて、その中で運用改善10項目を提示し、そして国から通知が出ていると思うのですが、実際の通知がどのような実施状況にあるのかということ、国としてはどのように把握していらっしゃるのか。その把握した結果を今後どのように改善に結びつけていこうとお考えなのか。

この2点をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○小西座長 では、お願いいたします。

○厚生労働省上井室長 ありがとうございます。

一時保護の入所後の関係と若年者の関係ですけれども、戒能先生に言っていたとおり、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」といったもの、戒能先生にも御参加いただきまして、中間まとめを出しています。資料は12ページに入れておりましたけれども、その中で、そもそも婦人保護事業が売春防止法に基づいた制度ということですから、近年に至りましては、性

暴力・性被害に遭った10代の女性とか、AV出演強要とか、JKビジネス問題とか、非常に様々な特に若年女性等を中心とする状況に対して、売春防止法を根拠とした婦人保護事業そのものが対応し切れていないのではないかといいたいことがございますので、中間まとめを取りまとめまして、その中でも（3）の中に書いてあるように、婦人相談所、一時保護所も含めまして、婦人相談員、婦人保護施設といったものの名称を見直しまして、利用者の実情に応じた柔軟な仕組みをつくるべきではないかといった中間まとめを出しております。

このような動きを踏まえまして、政府与党の中でも、今年4月に自民党、公明党それぞれでPTが開かれまして、団体ヒアリングが行われまして、今後そういった団体要望を踏まえて、具体的な制度設計等の議論が進むということで伺っております。

厚生労働省といたしましては、そういった与党内におきましての議論の進捗状況も踏まえながら、今おっしゃったような特に若年の被害女性について、なかなか婦人相談所にたどり着かないといえますか、あんなところに行けないといえますか、そういった実情があるものですから、それを見直していくための見直しについてやっと思い込んでおりますし、その一環の中で、携帯電話が使えないということで、これもおっしゃっていただいたとおり、厚労省のほうで通知をお出ししまして、現在、携帯電話の通知のその後の実施状況は把握していないのですけれども、何らかの形で把握をいたしまして、また全体の売春防止法の見直しと制度の見直しの中で反映していきたいと考えております。

以上です。

○戒能構成員 ありがとうございます。

○小西座長 では、今日はこのお一人でおしまいにしたいと思います。

後藤構成員、どうぞ。

○後藤構成員 ありがとうございます。後藤です。

警察からの通告が50%を超えたという状況なのですが、通告経路別のその子供への対応表、例えば子供に対する一時保護をしたかどうかとか、どういう形の指導を行っているかというデータがもしあれば教えていただければと思います。

以上です。

○厚生労働省久保専門官 50%は児童相談所における警察の通告の記述でございます。

児童相談所が受けて、どのような処遇をしたのか。在宅指導、在宅に戻ったケース、それから施設措置したケース、また、法的に係争になったケース等もございます。大体のところではいきますと、一時保護した件数を100%としますと、2か月以内で一時保護が解除されているケースが全体の85%、2か月以内で一時保護が解除されて在宅に戻るケースが全体の67%です。2か月以内で一時保護が解除されているケースであって、同意による施設措置が全体の18%、親の意に反して入所するケースが29件（全体の0.2%）というのが、1年のデータではないのですが、平成31年4月から令和元年7月末までの間に一時保護が終了したケースということになっております。

○後藤構成員 経路別で、例えば警察から来たものの中で一時保護をしたのかとか、例えば近隣からの申立てによってどのような対応をしたのかというデータがあるかというのが私の質問でした。ですから経路別で、例えば今の連携の場合だと、DVがあるとして発見されて、その発見された子供に対してどのような対応をしているのか。ほかの学校から発見された子供についてどのような対応をしてい

るのかという経路別の対応のデータがもしあれば教えていただきたいという趣旨でした。

○厚生労働省上井室長 承知いたしました。

経路別については、厚生労働省提出資料の3ページに、パーセンテージについて記載してございます。ただ、先ほど申し上げたとおり、この中にDVのケースがどれくらいあるかという統計はないのですが、児童虐待とDVというのは非常に重なっている部分がございますので、実際にはこのように対応しているということ。要対協を含めて、これらの関係機関が連携をしていくということになってございます。

説明不足で申し訳ございませんが、ここに示してございます。

○小西座長 後藤構成員、いかがですか。

○後藤構成員 私が知りたかったのは、経路別で児相が受けたときに、児相がどういう対応をしたかというデータがあるかという話です。

○厚生労働省久保専門官 例えば近隣から通報があった事例についての中で。

○後藤構成員 そうです。すみません、説明の仕方が悪くて申し訳ありません。

警察からの通告が50%というのはかなり大きいですし、かなりシリアスなものが入っているのであれば、それに対してちゃんと通告を受けてよかったという話になりますし、もしそうでなければ、50%の割合で受ける必要性が果たしてあるのかということが気になったものですから、それについてもデータがあれば教えていただきたいという趣旨です。

○厚生労働省久保専門官 ありがとうございます。

データについての詳細は、お調べして事務局のほうに。まとめておきます。

○小西座長 ありがとうございます。

皆様、活発な御意見をありがとうございます。こういうデータはなかなか出てこないというところもありますので、今日のところは現法の施行状況というか適用状況をみんなで質問しているところだと認識しております。

本日いただいた御意見を踏まえ、次回は宿題の部分と、それから有識者、関係者からのヒアリングを実施したいと考えております。

○小西座長 それでは、今後の予定について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 次回でございますが、9月下旬を予定しております。日程につきましては、改めまして正式に構成員の皆様にお知らせするようにいたします。

よろしくをお願いいたします。

○小西座長 以上をもちまして、第2回「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を終了いたします。

ありがとうございました。またよろしくをお願いいたします。

(以 上)